

企画運営委員会細則

(名称)

第1条 この委員会は、企画運営委員会と称する。

(目的)

第2条 企画運営委員会は、理事会の委嘱により社会技術革新学会の運営に関して具体的な施策を企画立案するとともに、業務の推進や調整を行うことによって社会技術革新学会の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

(委嘱等)

第3条 企画運営委員会の委員は、正会員であって社会技術革新学会の運営に関して参画の意思を有するものから理事長が指名し、理事会の議決を経て委嘱する。

2 企画運営委員会の委員長は、委員の互選により定める。

(小委員会)

第4条 企画運営委員会には、必要に応じて小委員会を設けることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
任期の途中で委嘱されたものは、残存期間を任期とする。

(会議)

第6条 会議の議長は、委員長がこれを行う。

2 会議は、原則として毎月開催とする。
また下記の場合は、委員長が召集する。

イ 委員長が必要と認めたとき

ロ 委員の3分の1以上から要請があったとき

2006年10月5日 制定

2007年11月12日 改定

2011年3月25日 改定